群馬県建設工事等に関する情報の公表要領（R7.7.1～）

(目的)

第１条　この要領は、群馬県が発注する建設工事(以下｢工事｣という｡)及び建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託(以下｢業務｣という｡)の入札及び契約等に関する情報を公表するために必要な事項を定める。

(発注見通しの公表)

第２条　主務課は、年度当初に予定価格が400万円を超えると見込まれる大型工事（３億円超）以外の工事に係る発注見通しは別紙様式１により、大型工事（３億円超）に係る発注見通しは別紙様式２により、業務に係る発注見通しは別紙様式３により、ぐんま電子入札共同システム(以下｢電子入札システム｣という｡)又は群馬県ホームページにより公表する。

２　主務課は、下半期分の発注見通し及び年度当初に公表した情報に修正を加えた発注見通しを当該年度の10月１日を目途に電子入札システム又は群馬県ホームページにより公表する。

３　主務課は、特に必要がある場合は発注見通しを随時公表できる。

４　地域機関等（入札執行事務を所管する地域機関及び入札執行を依頼しないものにあっては主務課｡以下同じ｡)は、発注見通しに関する情報を取りまとめるとともに、発注見通しに関する資料を作成する。

５　発注見通しを公表する工事は、情報の取りまとめを行う時点で地域機関等が公表に適すると判断したものに限る。

６　主務課は、当該年度の末日まで発注見通しを公表する。

(発注情報の公表)

第３条　地域機関等は、工事に係る紙の入札書による入札(以下｢紙入札｣という｡)を行うときは、あらかじめ別紙様式４により公表できる。

２　地域機関等は、業務に係る紙入札を行うときは、あらかじめ別紙様式５により公表できる｡

３　地域機関等は、工事又は業務に係る電子入札システムによる入札(以下｢電子入札｣と

いう｡)を行うときは、速やかに次に掲げる事項を電子入札システムにより公表する。

(１)工事名又は業務名

(２)入札方式

(３)工種又は業種

(４)工事場所又は業務場所

(５)工事概要又は業務内容

(６)開札日

(７)入札公告等ファイル又は発注図書

(８)技術提案書を特定するための評価基準(業務説明書)

(入札経過の公表)

第４条　地域機関等は、工事又は業務に係る電子入札を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を電子入札システムにより公表する。

(１)一般競争入札又は指名競争入札における入札者の商号又は名称及び入札金額

(２)随意契約における見積書提出者の商号又は名称及び見積金額

(３)一般競争入札又は指名競争入札における最低制限価格未満の入札者の商号又は名称

(４)一般競争入札又は指名競争入札における低入札価格調査基準価格未満の入札者の商号又は名称及び失格基準価格未満の入札者の商号又は名称

(入札参加資格審査結果の公表)

第５条　地域機関等は、一般競争入札に係る電子入札において入札参加資格の審査を入札前又は入札後に行ったときは、電子入札システムにより入札参加資格審査結果を公表する。

２　地域機関等は、一般競争入札に係る紙入札において入札参加資格の審査を入札前又は入札後に行ったときは、別紙様式６により入札参加資格審査結果を公表できる。

(契約内容の公表)

第６条　地域機関等は、一般競争入札又は指名競争入札に係る工事請負契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を電子入札システムにより公表する。

(１)予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする｡以下同じ｡)

(２)設計価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする｡以下同じ｡)及びその積算内訳

(３)低入札価格調査基準価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする｡以下同

じ｡)及び失格基準価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする｡以下同じ｡)

(４)最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする｡以下同じ｡)

(５)総合評価落札方式を適用した場合にあっては、群馬県総合評価落札方式実施要領第

10条第２項で定める総合評価落札方式に関する評価調書(様式第13号)

(６)指名業者の選定理由(予定価格が400万円を超える工事に限る｡)

(７)工種

(８)工事概要

(９)工期(開始及び終了)

(10)契約日

(11)契約金額

(12)契約の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者氏名

(13)総合評価落札方式を適用した場合にあっては、落札者とした理由

(14)契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額及び変更理由

２　地域機関等は、一般競争入札又は指名競争入札に係る業務委託契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を電子入札システムにより公表する。

(１)予定価格

(２)設計価格及びその積算内訳

(３)低入札価格調査基準価格及び失格基準価格

(４)最低制限価格

(５)指名業者の選定理由(予定価格が200万円を超える業務に限る｡)

(６)業種

(７)業務内容

(８)履行期間(開始及び終了)

(９)契約日

(10)契約金額

(11)契約の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者氏名

３　地域機関等は、プロポーザル方式に係る業務委託契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表する。

(１)予定価格

(２)業種

(３)業務内容

(４)履行期間(開始及び終了)

(５)契約日

(６)契約金額

(７)契約の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者氏名

(８)プロポーザル方式における特定結果(別紙様式７)

(紙入札に係る入札経過等の公表)

第７条　地域機関等は、紙入札を行ったときは、入札執行調書の写しに予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を記して閲覧所において公表する。

２　地域機関等は、紙入札において不落随契を行ったときは、入札執行調書の写しに次に掲げる事項を記載するか又は別紙を添付して閲覧所において公表する。

(１)入札不調のため随意契約を締結したこと。

(２)契約の相手方

(３)契約金額

３　地域機関等は、紙入札を行ったときは、毎月10日までに工事契約状況調書(公表用)

(別紙様式８)又は業務契約状況調書(公表用)(別紙様式９)により前月末における工事

又は業務の契約状況を閲覧所において公表する。

(入札経過等の公表期間)

第８条　地域機関等は、工事請負契約又は業務委託契約を締結した年度の翌年度の末日

まで第３条から前条までに掲げる事項を公表する。

(入札監視委員会に関する事項)

第９条　契約検査課は、次に掲げる群馬県公共工事入札監視委員会(以下｢入札監視員会｣

という｡)に関する事項を群馬県ホームページにより公表する。

(１)委員の氏名及び職業

(２)入札監視委員会定例会議議事概要

(３)入札監視委員会設置要綱第６条第８項に定める定例会議の意見

２　契約検査課は、入札監視委員会を開催した年度の翌年度の末日まで前項に掲げる事項を群馬県ホームページにより公表する。

(入札及び契約に係る審査結果)

第10条　群馬県建設工事の入札・契約及び指名停止等措置に関する審査要領(以下｢審査要領｣という｡)第５条第４項に掲げる者(以下｢知事等｣という｡)は、審査要領第11条第１項の規定により審査結果を公表するときは、次に掲げる事項を群馬県ホームページにより公表する。

(１)審査請求書

(２)審査請求回答書又は審査請求却下通知書

(３)回答期間延長通知書

２　知事等は、審査要領第11条第２項の規定により再審査結果を公表するときは、次に掲げる事項を群馬県ホームページにより公表する。

(１)再審査請求書

(２)群馬県公共工事入札監視委員会再審査請求に関する会議議事概要

(３)入札監視委員会の意見

(４)再審査請求回答書又は再審査請求却下通知書

３　知事等は、第１項に規定する審査結果の公表並びに前項に規定する再審査結果の公表をするときは、審査請求に対して回答あるいは却下した日の属する年度の翌年度の末日まで入札及び契約に係る審査結果を群馬県ホームページにより公表する。

(入札及び契約等に関する要綱等)

第11条　建設企画課並びに契約検査課は、次に掲げる入札及び契約等に関する要綱等を

群馬県ホームページにより公表する。

(１)入札参加資格に係る基本的事項等の告示

(２)建設工事入札参加資格者名簿

(３)群馬県建設工事請負業者選定要領

(４)群馬県条件付き一般競争入札（事前審査方式）実施要領

(５)群馬県条件付き一般競争入札（事後審査方式）実施要領

(６)公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定要領

(７)低入札価格調査制度実施要領（建設工事）

(８)最低制限価格制度実施要領（建設工事）

(９)低入札価格調査制度実施要領（建設工事関連業務委託）

(10)最低制限価格制度実施要領（建設工事関連業務委託）

(11)群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(12)群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱

(13)建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等資格者名簿

(14)群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱

(15)群馬県建設工事の入札契約及び指名停止等措置に関する審査要領

(16)談合情報対応マニュアル及び公正入札調査委員会設置要領

(17)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱

(18)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱の運用について

(19)建設工事請負業者等指名停止措置の状況

(20)群馬県監理技術者等の確認実施要領

(21)群馬県建設工事等に関する情報の公表要領

(22)群馬県建設工事等に関する情報の公表要領の運用の基準

(23)群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領

(24)群馬県総合評価落札方式実施要領

(25)群馬県総合評価落札方式活用ガイドライン

附　則

１　この要領は、平成27年４月１日から施行する。

２　建設工事等に関する情報の公表要領は廃止する。

附　則

この要領は、平成27年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年７月１日から施行する。

別紙様式１ ＜記入例＞

　　　　　　年度発注見通し工事

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注所属 | 入札・契約方式 | 工事名 | 工事場所 | 工事期間 | 建設工事の種類 | 工事概要 | 発注予定時期（発注月） |
| ○○土木事務所 | 条件付き一般競争入札 | □□工事 | □□郡□□町大字□□ | □か月 | 土木一式工事 | □工□□ 100m□□長 200m | 第○四半期（○月） |
| △△土木事務所 | 指名競争入札 | ○○工事 | ○○郡○○町大字○○ | ○か月 | 土木一式工事 | 〇〇工〇〇 50m〇〇長 150m | 第△四半期（△月） |
| □□事務所 | 随意契約 | △△道路舗装工事 | △△市△△町 | △か月 | 舗装工事 | 表層工延長 102.0m幅員 6.0m | 第□四半期（□月） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注　ここに掲載する内容は、○年○月○日現在の見通しであり、実際に発注する工事が掲載内容と異なる場合又は掲載されない工事が発注さ　れる場合があります。

別紙様式２ ＜記入例＞

　　　　　　年度発注見通し大型工事

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注所属 | 入札・契約方式 | 工事名 | 工事場所 | 工事期間 | 建設工事の種類 | 工事概要 | 発注予定時期（発注月） |
| ○○課 | 条件付き一般競争入札 | ○○ダム堤体工事 | ○○郡○○町大字○○ | ○か月 | 土木一式工事 | ○○式ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工法　○○工法堤高50m、堤頂長150m堤体積120,000m3 | 第○四半期（○月） |
| △△課 | 条件付き一般競争入札 | △△建築工事 | △△市△△町 | △か月 | 建築一式工事 | ＲＣ造地上３階建延面積 5,000㎡ | 第△四半期（△月） |
| □□課 | 条件付き一般競争入札 | □□トンネル工事 | □□市□□町 | □か月 | 土木一式工事 | トンネル工　L=100m | 第□四半期（□月） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注　ここに掲載する内容は、○年○月○日現在の見通しであり、実際に発注する工事が掲載内容と異なる場合又は掲載されない工事が発注さ　れる場合があります。

別紙様式３ ＜記入例＞

　　　　　　年度発注見通し業務委託

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注所属 | 入札・契約方式 | 業務委託名 | 業務場所 | 履行期間 | 業務種別 | 業務内容 | 発注予定時期（発注月） |
| ○○土木事務所 | 指名競争入札 | (主)○○○○線社会資本(○○) | ○○市○○町 | ○か月 | 土木関係建設コンサルタント業務 | 用地調査一式 | 第○四半期（○月） |
| △△土木事務所 | 指名競争入札 | (一)△△川河川維持補修 | △△市△△町 | △か月 | 土木関係建設コンサルタント業務 | 護岸補修測量及び設計一式 | 第△四半期（△月） |
| □□土木事務所 | 指名競争入札 | (利)□□沢川単独砂防施設事業（○○） | □□市□□町 | □か月 | 測量 | 用地測量一式 | 第□四半期（□月） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注　ここに掲載する内容は、○年○月○日現在の見通しであり、実際に発注する業務が掲載内容と異なる場合又は掲載されない業務が発注さ　れる場合があります。

別紙様式４

入　札　予　定　表　（工事）

 入札日： （所属名）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  対照 番号 | 工 事 名工事場所  | 入札方式 | 工期 | 工種  | 工事概要 | 　開札 時刻  | 入札場所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|

別紙様式５

入　札　予　定　表　（業務）

 入札日： （所属名）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  対照 番号 | 業 務 名業務場所  | 入札方式 | 履行期間 | 業種 | 業務内容 | 　開札 時刻  | 入札場所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|

別紙様式**６**

|  |
| --- |
| 入札参加資格確認結果調書１　工事(業務)名２　工事(業務)場所３ 入札日 　　　　年　　月　　日 |
|  資格確認申請者 | 資格の有無 |  入札参加資格がない と認めた理由 |  |
|  商号又は名称 |  代表者氏名 |  　 所　　在　　地 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |

注１　事後審査方式の場合は、落札候補者等について入札参加資格がないと認めたときに作成すること。

注２　その他の場合は、入札参加希望者の商号又は名称を入札執行調書により公表すること。

別紙様式**７**

プロポーザル方式における特定結果

１　業務名

２　技術提案書の提出を要請された者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  　　商号又は名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　注　技術提案書の提出を辞退した場合は、｢辞退｣と備考欄に記載すること。

３　評価基準

（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  評価項目  | 実施体制 | 技 術 者 | 取組姿勢 | 専門技術 | ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力 | 価　　格 | 合　計 |
|  配　　点 | １０ | ３０ | ２０ | ３０ | １０ | １００ | ２００ |

４　審査結果

（記載例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評 価 点 | 特定の有無 | 備　　考 |
| １ | 196 | ○ |  |
| ２ | 185 | × |  |
| ３ | 180 | × |  |
| ４ | 175 | × |  |
| ５ | 168 | × |  |

　注１　｢技術提案書を提出した者｣は匿名とし、評価点の高い順に記載すること。

　注２　特定した場合は｢○｣を､特定しなかった場合は｢×｣を特定の有無欄に記載すること。

別紙様式**８**

工　事　契　約　状　況　調　書（公表用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 |  |  所属名　　　　　　　　　　　　　　 |
| 路線河川施設名 | 事業の付加名称 | 施工箇所 | 工事の種　別 | 工事の概要（工事の規模等） | 契約金額（変更） | 受注者の商号又は名称 | 受注者の所在地 | 入札又は見積年月日契約方法 | 随契理由 | 工　　期（変更） | 契約金額を変更した場合の理由 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|

別紙様式**９**

業　務　契　約　状　況　調　書（公表用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務名 |  |  所属名　　　　　　　　　　　　　　 |
| 路線河川施設名 | 事業の付加名称 | 履行場所 | 業種 | 業務の内容 | 契約金額（変更） | 受託者の商号又は名称 | 受託者の所在地 | 入札又は見積年月日契約方式 | 随契理由 | 履行期間（変更） | 契約金額を変更した場合の理由 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|